

鹿沼市都市公園条例の一部改正について

次のように改める。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市都市公園条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市公園条例（昭和45年鹿沼市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(1)の表出会いの森総合公園オートキャンプ場デイキャンプ場の部オートキャンプサイトの項中「5,500円」を「6,700円」に、「2,200円」を「3,300円」に改め、フリーテントサイトの項中「2,600円」を「3,800円」に、「1,200円」を「1,800円」に改め、バーベキュー広場の項中「1,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市都市公園条例別表第3の2の(1)の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。